

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院合併 ④

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院合併の手続きについて掲載いたします。

▽ 「寺院吸収合併承認申請書」作成について

吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）において、寺院の合併について、門徒その他の利害関係人及び債権者に対して公告し、公告終了日から2か月以内に意見及び異議が無ければ、宗派への「寺院吸収合併承認申請書」を作成します。

1. 申請者
「寺院吸収合併承認申請書」は、以下の通り作成します。

吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）の住職（住職代務）。

2. 添付書類

(1) 合併理由書【甲及び乙各々】

住職（住職代務）の署名捺印にて、経緯を含め、合併に

至った理由を明記します。

(2) 門徒総代の同意書【甲及び乙各々】

以下の事項について、門徒総代に諮問し、同意を得たことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印した同意書を添付します。

① 甲…被吸収合併寺院(乙)を吸収合併することについて

乙…吸収合併寺院(甲)に吸収合併されることについて
② 合併契約の内容について

(3) 責任役員会議事録(抜粋)【甲及び乙各々】

以下の事項について、責任役員会の議決を経たことを証するため、任期中の責任役員の議事録(抜粋)を添付します。

① 甲…被吸収合併寺院(乙)を吸収合併することについて

乙…吸収合併寺院(甲)に吸収合併されることについて
② 合併契約の内容について

〔註〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。

(公告日以前の日付)

(4) 門徒その他の利害関係人に対する公告証明書【甲及び乙各々】

門徒その他の利害関係人に対し、合併について10日間公告したことを証するため、確認者3名が署名捺印した証明書を添付します。

〔註〕 住職(住職代務)の公告証明書作成日並びに公告

確認者の証明日は公告を取り外した日(公告終了日)以降の日付とします。

〔註〕 公告確認者は、寺族、責任役員及び門徒総代以外の者とし、ます。

(5) 門徒その他の利害関係人に対する公告文【甲及び乙各々】

住職(住職代務)の署名捺印にて、門徒その他の利害関係人に対して合併について示した公告文を添付します。

(6) 合併契約書(案)【甲、乙が協議して作成】

吸収合併であること、権利義務の承継について、被吸収合併寺院(乙)の本尊・門徒の帰属について、包括法人(浄土真宗本願寺派)に変更はないこと等を盛り込みます。(次頁参照)

(7) 合併についての門徒の同意書【甲及び乙各々】

門徒(責任役員、門徒総代含む)全員(届出門徒戸数相当数)の署名捺印が必要です。

〔註〕 門徒全員の同意が得られない場合は、届出門徒戸数の3分の2以上の同意のうえ、住職(住職代務)の署名捺印した理由書を添付します。

(8) 財産目録を作成したことの証明書【甲及び乙各々】

住職(住職代務)、責任役員及び門徒総代全員の署名捺印が必要です。

〔註〕 証明日は、財産目録作成日の翌日以降の日付とし

合併契約書の記載例（参考）

合併契約書

宗教法人「 寺」（甲）と宗教法人「 寺」（乙）との間に、下記の通り合併の契約を締結する。

記

1. 宗教法人「 寺」（甲）は、宗教法人「 寺」（乙）を吸収合併する。
2. 宗教法人「 寺」（乙）の安置する本尊は、宗教法人「 寺」（甲）において安置する。
3. 宗教法人「 寺」（乙）の権利義務の一切は、宗教法人「 寺」（甲）が承継する。
4. 宗教法人「 寺」（乙）に所属する門徒は、宗教法人「 寺」（甲）の門徒として、門徒名簿に登録する。
5. 包括宗教団体は、現在の通り宗教法人「浄土真宗本願寺派」とする。
6. 合併後の宗教法人の当初の代表役員、責任役員及び門徒総代は、宗教法人「 寺」（甲）の代表役員、責任役員及び門徒総代をもって充てることとする。
7. 合併についての法定手続きは、甲乙両法人において来る 年 月 日までに完了することとし、合併認証の申請は 年 月 日までに書類作成の上、双方連署をもって、 知事に提出する。
8. 本合併契約の効力発生及びこの契約の履行期は、法定手続きを完了し、これにより合併登記の登載された日とする。

本契約は、甲法人の認証規則及び乙法人の認証規則による所定の手続きを経て、各代表役員間において締結調印したものである。

年 月 日

(甲) 所在地

宗教法人「 寺」
代表役員

印

(乙) 所在地

宗教法人「 寺」
代表役員

印

ます。

(9) 財産目録【甲及び乙各々】

財産目録とは、宗教法人の保有するすべての資産（特別財産・基本財産・運用財産）とすべての負債（借入金・預り金）の内容を一覧にしたものです。

〔註〕 数量、評価額等が不明な場合は、「―」と記載します。

〔註〕 境内地・建物が借用地及び借用建物である場合は、財産目録には無記載とし、その旨を明記した住職（住職代務）の署名捺印した理由書を添付します。

(10) 債権者に対する公告証明書【甲及び乙各々】

門徒その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、債権者に対し、合併することについて10日間公告したことを証するため、確認者3名が署名捺印した証明書を添付します。

〔註〕 住職（住職代務）の公告証明書作成日並びに公告確認者の証明日は公告を取り外した日（公告終了日）以降の日付とします。

〔註〕 公告確認者は、寺族、責任役員及び門徒総代以外の者となります。

(11) 債権者に対する公告文【甲及び乙各々】

住職（住職代務）の署名捺印にて、債権者に対して合併について示した公告文を添付します。

(12) 住職及び衆徒の「所属寺変更許可申請書」又は「帰俗願」【乙】

被吸収合併寺院（乙）に所属する僧侶の合併後の僧籍の取り扱いについて、明確にする必要があります。「所属寺変更許可申請書」については、『宗報』（平成31年2月号）を、「帰俗願」については、『宗報』（平成31年3月号）をご参照ください。

〔註〕 吸収合併により吸収される寺院の住職は、住職の職分のまま申請できます。

〔註〕 死亡削除等の措置がなされていない場合は、事前に「死亡届」の届出が必要です。

(13) 財産台帳【乙】

財産台帳とは、財産目録に記載した内容の区分ごとの明細です。

① 特別財産 a. 本尊・影像その他礼拝らいはいの対象となる有体物

b. 法物ほうちゅう

② 基本財産 a. 土地

b. 建物

c. 宝物

d. 有価証券

e. 預貯金

③ 運用財産 a. 預貯金

b. 車輛

c. 什器備品

d. 図書

④借入財産

a. 土地

b. 建物

〔註〕 数量、評価額等が不明な場合は、「―」と記載します。

〔註〕 特別財産中、「本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物」とは、本尊（御木像・御絵像）、名号（六・

九・十字）、親鸞聖人、蓮如上人、聖徳太子、七高僧

等の各御影像及び歴代宗主の御影像に加え、御絵伝

も含まれます。また、「法物」とは、礼拝の対象となる

有体物に付属、関連する仏具類を指し、宮殿、須弥

壇、輪灯、菊灯、瓔珞等の仏具を含むものとします。

(14)境内地・境内建物の登記事項証明書【乙】

法務局において、登記事項証明書を取得します。

〔註〕 個人所有の場合においても、登記事項証明書を添付します。

〔註〕 未登記の場合は、住職（住職代務）の署名捺印し

た理由書を添付します。

(15)門徒名簿【乙】

(16)合併後の門徒名簿【甲】

(17)宗教法人の登記事項証明書【甲及び乙各々】

法務局において、登記事項証明書を取得します。

〔註〕 代表役員（代務者）の就任登記がなされているか確認します。